

**第 42 回長崎大学における感染症研究拠点整備に関する
地域連絡協議会議事要旨**

- 1 日時 令和 4 年 9 月 27 日（火） 17:30～19:30
- 2 場所 長崎大学高度感染症研究センター本館（研究棟） 1 階大会議室
- 3 出席者数 25 名 調（議長）、山下（副議長）、後田、梶村、久米、末吉、田中、道津、藤本、神田、寺井、原、藤原、田川、福崎、高藤、森崎、吉田、長谷川、山口、安田、南保、中嶋、渡部、森田の各委員
- 4 欠席者 1 名 泉川委員
- 5 オブザーバー
金子 修（長崎大学熱帯医学研究所長）
南川一夫（文部科学省研究振興局先端医科学研究企画官）
- 6 事務局（長崎大学）
森 勇造（研究国際部次長）、栗原 睦（高度感染症研究支援課長）、松下栄司（施設部長）、中村拓郎（施設部施設整備課長）、浦川公宏（施設部施設管理課長）
- 7 議事
議事に先立ち、前回同様、一部の委員は自宅等からオンラインで参加すること、傍聴席をロビーに設置することなどの説明があった。
また、今年度から新たに委員となり前回欠席であった藤本委員と今回が初めてのオブザーバー参加となる文部科学省の南川企画官から挨拶があった。

(1) ご報告事項について

議長及び事務局から、資料 3 の説明があった後、質疑応答が行われた。大略は次のとおり。

(調議長) 3 ページのプレスリリースのとおり、昨日、長崎大学感染症研究出島特区・高度感染症研究センター出航式を開催した。文部科学大臣はじめ約 150 名の方にご案内し、最終的に学内関係者も含めて 100 名以上の方にご出席いただいた。残念ながら、永岡文部科学大臣は、つい先日までご出席の予定であったが、急きょご欠席ということで、井出副大臣にご出席いただき、知事や市長にもご出席いただいた。コロナ等でなかなか開催できなかったが、ようやく開催することができた。間近なご案内になってしまったが、大勢の委員の皆様にもお越しいただき、おかげさまで無事執り行うことができた。ありがとうございました。

(事務局（栗原課長）) 4 ページは前回の協議会の議論を受けて整理したものである。右上に前回の議論の主な意見を記載しており、大学からの連絡を受けて自治会長はどうしたらいいかについてまとめた。大学としては、大学から自治会長に行く連絡は大学からの情報共有でありお知らせすることが目的で、自治会長に何か行動を求めることは考えていない。自治会長へ個別に連絡する理由としては、透明性の確保の一端ということや、協議会の場だけではなく直接情報共有のやりとりをさせていただくことで地域の自治会長とコミュニケーションを図ること、そうしたやりとりの中で伝え方や受け止め方をブラッシュアップしていくことができるのではないかと、ということを挙げている。

5 ページは伝達のイメージをあらためて整理したものである。これまで説明したとお

り、ここで示す第2報が広く伝えるべき情報と考えている。ただ、事象や状況によっては、2番目の連絡ではなく、こちらが最初の連絡になるような場合も考えられる。また、通知の例を記載しており、把握している状況を正確に伝えることに努めたいと考えている。

次に、6ページの新たな地域とのコミュニケーション組織の検討についてである。前回、前々回といただいたご意見を参考に新たな協議会の方針案をあらためてまとめた。まず、どのように変わるのかということについて、これまでのBSL-4施設の整備に関する検討から、施設の運用状況についての報告・情報共有と、それに対する確認を行う場とすることを考えている。1. 組織の設置では、施設の管理や運用の適切な実施に資することを目的としている。2. 協議事項については、議題を例示している。施設の運用状況には実験や研究の報告も含めることとしており、安全対策及び災害対策に関することや、その他報告内容や意見を踏まえて、施設の運用や情報提供について協議を行うこととしている。3. 委員の構成については、大学と地域とのコミュニケーションの場として、引き続き周辺自治会の会長様にご出席いただく案としている。4. 開催については、基本的には定期的に行うこととし、緊急事態が発生した場合などは随時開催することとしたい。

以上の方針を基に規約(案)を作成し、新たな協議会をスタートしたいと考えているが、新協議会での議論の状況に応じて随時見直しを行っていくものと考えている。

<長崎大学感染症研究出島特区・高度感染症研究センター出航式について>
質疑なし

<伝達について>

(道津委員) この前の協議会のときに、何か有事なことが起きた場合の大学からの伝達の内容や、連絡を受けた自治会長はどのように動くべきなのかなどについて、自治会長等からいろいろな意見があり、たぶん不安な部分が多々あったと思う。今回、この資料を見る限りにおいて、自治会長の動き方がよく整理されており、こういう動きをすればいいというのがはっきりわかったので良かったとは思いますが、質問にも書いたが、住民から、例えば針刺し事故とか、感染動物の数が足りないとか、そういう事態が発生したときが一番不安な部分であるので、自治会長だけではなく住民も第1報の対象としてほしいという意見があった。

(事務局(栗原課長)) 何も知らない人が発生 of 情報を聞いたときに、戸惑い、慌ててしまうのではないかといった意見を前回の協議会でも頂いた。伝えなければいけないことはしっかり伝えることが必要だと思うが、発生しただけの段階では、逆に不安をあおらないように、そこの判断は適切にできればと考えている。

(道津委員) むやみに不安をあおってはいけないということは理解できるが、感染動物の数が合わなかったり、針刺し事故があったりして第1報の連絡をしたが、特に問題はなく第2報の対象にならなかった場合、住民に対して、こういう事故が発生して、こういうふうには収束したという情報はきちんと伝達されるのか。情報を隠すのはどうかということがあるので、そこのところの報告をどのように考えているのか。

(事務局(栗原課長)) 協議会の場できちんと報告するが、状況が判明した時点でホームページ等に掲載するような形を考えている。

(道津委員) 自治会には年配の人が多く、ホームページ等を常にチェックしている人はなかなかいないと思う。大したことがなかった場合の事故の報告がホームページだけというのはどうなのか。協議会で報告があれば住民に情報を伝えることができるが、第2報の対象となる事象でない場合、すぐに協議会は開催されるのか。

(事務局 (栗原課長)) 第2報の対象となるような状況のときには開催することを考えている。状況にもよるが、発生した段階ではその都度開催することまでは考えていない。

(道津委員) 第2報の対象となるような感染はなかったにしても、針刺しや感染動物の数が合わなかったなどの事故がたびたび起きるようなことがあれば問題であり、チェックの仕方などを見直すべきだと思う。第1報だけで済んで良かったということで、住民に広報がないというのはどうかと思うので、そこら辺をもう少し考えてほしい。

(事務局 (栗原課長)) 基本的にはホームページ等でお知らせすると説明したが、BSL-4 Report 等の印刷物もある。針刺し事故などの場合はそれなりの報告がなされると思うので、今のようなご意見も踏まえて、どういう形でお伝えできるかそのやり方を考えていきたい。

(道津委員) よろしくお願いします。

(山下副議長) 自治会長に第1報の連絡が来たときに、自治会長が危ないと判断したら他の人に伝えていいのか。その判断を自治会長に任せられるというのは自治会長の立場からすると厳しいのではないかと。単純に自治会長に知らせるだけということであれば、知らせる意味があるのかと逆に思う。

(事務局 (栗原課長)) 仰るとおり過剰かもしれないが、自治会長と大学とのコミュニケーションの機会としての一面も考えている。自治会長によって捉え方が違うと思うが、事象が発生したことを連絡したいと考えている。本当に住民の皆さんに伝えなければいけないような状況であれば、ここで言う第2報として広く伝わるような形でお知らせするので、第1報は大学からの情報共有として受け止めていただければと思う。

(山下副議長) 私が自治会長だとすると、第1報の情報を自治会の人に何も話さないで、結局、大きな事故につながった場合、後から住民から、自分だけ知っていて自分だけ逃げたなどと言われると嫌だと思って質問した。

(道津委員) 他の自治会はわからないが、私の自治会であれば、私が第1報の連絡を受けたらトップのほうには伝え、住民に伝えるのは待つということにしようかと思っている。自分1人では抱えきれない。

(山下副議長) その判断を自治会長に任せるというスキーム自体がどうなのか。自治会がそれでも情報を欲しいということだったら、このスキームが正しいと思うが、そこら辺の自治会の立場がわからないので、大学に対する質問と同時に自治会長に対する質問もあった。

(末吉委員) 自治会自体が住民を代表していない。自治会への加入率は50%~70%ぐらいで、加入している人には情報が伝わり、加入していない人には伝わらないという状況がある。自治会長への連絡は情報共有として伝えることが目的と書いてあり、私はそれでいいと思う。逃げなければならないときには、広く住民に情報が伝わり皆さんが行動することにししないと自治会として責任を負えるものではない。

(神田委員) 第1報と第2報の間にはどれくらいの時間があるのか。第2報までの時間が長くなると、近くの住民に知らされないうちに他から情報が入り、コミュニケーション不足による誤解が生じ、不安がどんどん広がってしまうということも考えられる。自治会長だけに任せると責任が重くなるし、自治会に入っている人も入っていない人も、この周辺の住民には変わりはない。あまり間隔を空けすぎると、正しくない情報が広まる可能性もあるので、不安が少なくなるようなやり方を考えていただけたらありがたい。

(事務局 (栗原課長)) ケース・バイ・ケースで時間は変わると思う。例えば針刺し事故で

あれば状況が判明するまでにある程度の時間があるので、その間に説明会を開催するなどの対応を想定している。状況が判明した時点での報告に努めたい。

(田中委員) 資料5-2の生物災害等防止安全管理規則第29条に「近隣住民への情報伝達に努めるものとする」とうたわれているが、5ページの第1報の通知の例は、この規定を意識して書かれているのか。ウイルスが意図的に、もしくは無意識に施設外に持ち出された場合も、自治会長に情報を伝達するのか。

(事務局(栗原課長)) 意図的に持ち出されたことが判明したときには、警察等にも連絡し、第1報としてお知らせする事態だと思っている。

(田中委員) 意図的か無意識かは関係なく、とにかくウイルスが施設外に持ち出されたときのことを想定すべきだと思う。泥棒だけではなく、例えば無意識にかばんの中に入ってしまった場合なども含めて通知すべきではないかと思う。

(事務局(栗原課長)) お知らせしたい。

(田中委員) わかりました。ありがとうございます。

(道津委員) 自治会長に連絡が来てからのその後の行動については一応整理していただいたが、皆さんが言われるように、不安な部分はまだいろいろあると思う。自治会に入っていない住民もあり、屋外スピーカーの話はどうなったのか。設置してもらえないのか。住民としては、感染の有無に関係なく、とにかく針刺し事故や感染動物の数が合わなかったりして感染の恐れがあるようなときは、屋外スピーカーなどを利用して、住民みんなに第1報を知らせてほしい。住民としてはその二つのケースにピリピリしており、きちんとした情報を第1報として知らせてほしいと思っている。

(安田委員) 針刺し事故が発生したり動物の数が合わなかったりしたときに屋外スピーカーで知らせてほしいという話があったが、それは逆にパニックを生むだけだと思う。感染症に関する知識は人それぞれ違うので、一般の人がそんな情報を聞いたら、集団パニックになると思うので、それはしないほうがいいと思う。針刺し事故や感染動物の数の不一致は確かに重大事象であり、針刺し事故に関しては、5ページに自治会長への第1報の通知の例を記載している。感染動物の数の不一致に関しては、その時すぐに何かが起こることではないので、まずは状況を確認することが重要であり、そういうことが発生しているということを第1報で自治会長にお知らせすることはできるが、きちんと状況を確認した上で第2報等としてお知らせするのが、地域住民の方全般に関して、誤解を生まず不要な不安を誘発しないやり方ではないか。前回、第1報の連絡を受けた自治会長が自治会の皆様に連絡するかどうかの判断を自治会長に任せられても困るという意見等があったので、大学としては、第1報はあくまでも自治会長への情報共有であり、自治会全体に通知してもらうことは前提としていないという位置付けで今回整理したものがある。

(調議長) 針刺し事故といっても、点検した結果、陽圧防護服に傷がついただけで、実際には皮膚まで針は到達していなかったということもあると思う。大学病院に搬送され念のため入院ということになれば、それはかなり重大な事故であり、ニュースにもなるだろうし、もし患者が感染したとなると間違いなく全国ニュースになると思う。そういう事態になれば、我々が持っている正確な情報を自治会長等にお伝えしたいということである。次に、大きな地震があり、あちこちの塀が倒れたり家が壊れたりしたときに、BSL-4施設の設定等は正常に作動しているということなどを自治会長に共有し、マスコミから問い合わせがあればそういう情報を流したり、火災が発生したときには、消火活動は既に終わり、ウイルスとは関係のないところの火事であったみたいなお知らせしたり、そのよ

うなイメージを考えている。

(山下副議長) 議論がかみ合っていない気がする。重大事故があったときには、ヒステリックな状態になろうと何しよう、住民には教えないといけないと思う。一度も使わないで終わるのが一番いいことだと思うが、そのための屋外スピーカーというのはあってしかるべきだと思う。軽重によって第1報の方法が違うというところの検討が少し足りないのではないか。調議長が今言ったみたいなことは自治会長に話すだけでいいと思うが、本当にエマージェンシーのときの対応はどうするのか。

(安田委員) 整理上、第1報、第2報としているが、本当にBSL-4施設の建物が燃えている場合など、第1報ではなく、いきなり第2報で地域住民の皆様に周知するというのもあり得ると想定している。

(梶村委員) イメージ図を作ってもらっているが、伝達すべき情報の内容、どこまで伝えるかという範囲の問題、それを伝える方法の三つをきちんと整理しないまま、それぞれがばらばらのイメージで話をしているので、議論がうまくかみ合っていない。この内容についてはこの範囲にこの伝達方法でというところをもう一度整理してもらった上で、それを基に話をしないと、いくら話をしても何の結論にも至らないのではないか。放送等ですぐ近くの住民が知らないといけないような内容のこともあるだろうし、針刺し事故については、果たしてすぐに周りの住民が知らないといけないのかということもあるので、とりあえず自治会長にだけ伝えて、それが重大事故となりニュースになるような状況になれば、ニュースが流れる前に近くの住民には知らせないといけないという判断もあると思う。そこら辺の内容と範囲と方法をきちんと整理したものを出していただいてから、それをたたき台にして話をするのがいいのではないか。

(事務局(栗原課長)) 伝達を行う目安について整理した表を前回お示しした。個別のケースごとに形を示すというよりは、複数の手段からそのタイミングで一番伝えやすい方法を選んでいくような形でやりたいと思っている。

(調議長) 今日これ以上議論してもまとまりそうにないので、何人かご発言があった人に相談しながら、次回までに見せられるものを作成したい。

また、屋外スピーカー設置の件については、1個のスピーカーで数百メートル届くような高性能のスピーカーをキャンパスの端に4～5個設置する案とキャンパスの中央に1個設置する案の2つについて試算もして検討したが、なかなか難しいという状況である。キャンパスの端に設置するとなるとどこに付けてもすぐ近くには民家があり、スピーカーの近くはうるさいので、設置するためには全部の家の許可が必要となるが、はたして皆さんの賛同が得られるかどうかという懸念もある。学長にも相談したが了承を得られなかった。この協議会でぜひ付けてほしいという強いご意見があればその要望を学長に上げることができる。

(道津委員) 検討ありがとうございます。武蔵村山のBSL-4施設には、拡声器みたいなものが3方向に向けて付いていた。山下副議長が言ったように、エマージェンシーのときに使用するものであり、うるさいからどうのこうのということがあるのか。

(調議長) そういう意見もありキャンパスの中央に1個あればという議論になっているが、それに対しても異論が出ている。要望があればもう一度検討する。

(道津委員) 言っている内容がはっきりわからなくても、何か言っているということがわかるだけでもいいのではないか。注意を引くということが大事だと思う。住民の騒音にならないようにキャンパスの中央に性能の良いものを設置することで大丈夫ということであれば、それをお願いしたい。

(調議長) 市の防災行政無線とあまり変わらないかもしれないが、そういうご意見に賛同す

る方がいるのであれば、そういう整理をして内部で検討したい。

(神田委員) 道津委員から発言があったように、非常事態時の連絡なので、うるさいから困るというクレームはあまり出ないのではないかと。そういう情報を流さないよりも、流してくれたほうが安心につながると思う。毎日であればうるさいと思うが、何回もないほうがいいことなので、中央に1個でも端に複数でもいいので検討していただきたい。

(調議長) 複数意見があったと報告したい。

<新たな地域とのコミュニケーション組織の検討について>

(山下副議長) 全体で何人ぐらいを想定しているのか。

(事務局(栗原課長)) 人数については特に決めていない。

(山下副議長) 現在の人数ぐらいで、衣替えという感じになる可能性もあるということか。

(事務局(栗原課長)) ご意見のとおり、必ずしも人数を少なくしなくてはいけないと思っ
ているわけではない。

(道津委員) 委員の構成であるが、坂本町道上自治会長もしくは副会長は今まで1回も出てきていない。これからは、稼働の状況や実験の実施状況などいろいろな情報について協議することになると思うので、新しいコミュニケーション組織には、必ず連れてくるようにお願いしたい。また、公募委員の記載がないが考えていないのか。これまで7年間、神田委員とか寺井委員とか、公募委員として一生懸命に考えていただいた。今までずっとこのメンバーでやってきて、これからも今までとは違ういろいろな問題点について協議する上で必要ではないのか。

(調議長) 新たに委員を公募することは考えていない。道津委員が名前を挙げられた方を含め、これまでの議論に参加し、たくさんのご意見をいただき、経緯をよくご理解されている方については、「その他、三者連絡協議会が必要と認めた者」として入っていただくことを考えている。また、新たな問題が出てきたときには、その関係の専門の方に、臨時の委員やアドバイザーとして意見をもらうような形を考えている。

(福崎委員) 前回も言ったが、ステージが変わり、重要なことは「安全対策及び災害時対策に関すること」に集約される可能性がある。そういうことになると、ここに書かれている委員だけでは十分ではない。有識者の中に入ると思うが、今の日本は災害だらけで、災害防災という分野が非常に人材を広げており、各大学ともこの点にはかなり力を入れているので、委員の中にそういう専門家はぜひ必要だと思う。もう一つ、マスコミの発想というのが必要になってくる可能性がある。現場のマスコミを入れるという意味ではなく、マスコミの経験を積んだ組織の中では幹部クラスの人、この二つの人材分野について検討した方がいいと思う。

(調議長) 防災の専門家について前回ご指摘をいただき、長崎大学教員等総覧データベースで調査したところ、何らかの形で防災というキーワードが入っている教員が50人ぐらいおり、いわゆる自然災害の専門家は探せばいるが、感染症ベースの防災に関する専門家はほとんどいないというのが、今のところの感触である。諦めずに、もう少し今のご意見に対応したいと思うが、そういう方がいたとしても、毎回会議に出席していただく委員というよりは、何かあったときに必要に応じてアドバイスをいただくアドバイザーとして委嘱するという含めて検討させていただきたい。

(福崎委員) 私は反対である。もともと自然災害のほうから防災の専門家が生まれ、原発被害にも自然災害の専門家が入っている。専門家がいなければざるを得なくなり、それでまた専門家が生まれてくる。感染症の被害に関する専門家がいけないというのは理由にならない。この協議会に出席してもらい、実情を知り、過去の自分の自然災害、原子力被害、

原発被害等の経験を踏まえて意見を言ってもらおうという発想で組み込むべきであり、その人材は、長崎レベルではなく、全国レベルで見つけておかななくてはならないと思う。たまに出席してもらっただけでは意味がなく、リモートでもいいので常時参加し、実情を知ってもらった上で物事を考えてもらおう専門家が必要だと思う。

(調議長) 検討したい。

(2) 委員からの質問・意見への回答について

資料4に基づき大略次のとおり質疑応答が行われた。

① 道津靖子委員提出

(道津委員) 前回の協議会での協議内容について説明した班長会での意見をまとめたものである。①については、長崎大学では軍事目的の研究はしないし受け入れないということを経済大学学長宣言として掲示したことを報告したところ、行動が迅速ですごく喜んでくれた。②の実験情報開示フォームについては、ウイルス名や今後どのような形で医学や人類に貢献できるかという展望も記述することを約束してくれたことを報告したところ、きちんと情報を出してくれるのは安心だと言っていた。前みたいに、肝心なところは黒塗りではないかと心配されていたので、透明性のある運営を願うとも言われていた。③の有害事象が起こった場合の住民へ伝達を行う目安については、先ほど質問した。④のテロ対策については、書けない部分はいろいろあると思う。危機管理対策や安全対策の中に織り込んでいるということもわかるが、テロ対策としてこういうことをやっているということ、書けない部分は書かなくていいので、住民への配付資料の中に織り込んでほしいという意見があった。回答はこれでよい。

(調議長) テロ対策についてはいろいろなところにちりばめて書いているが、テロ対策としてどこかに特出しして書いたほうがいいのかということか。

(道津委員) 難しい部分であり、それを出すと逆に利用されたりするというのもわかるので、何か上手な書き方はないのかと思う。テロ対策という項目はなくても、詳しくは書けないがこういうふうなことをやっているということ、住民への配布資料のどこかに一筆書いてもらわないと、テロ対策は？となるので、そこをうたってほしいということだけである。

(調議長) 3ページの回答に書いている「テロ対策については、セキュリティの観点から具体的にお示しできないことが多々ありますが、施設設備面での対策、利用者についての対策、関係機関との連携等、これまでも対策を進めてまいりましたが、今後も検討を進め、万全を期してまいります」のような文章をどこかに入れるようなことで検討したい。

② 神田京子委員提出

(神田委員) 安全管理に関してはいろいろと説明をしていただいているが、実験室内の動物の管理や清掃、防護服のクリーニング、HEPA フィルターの交換などについて、もう少し具体的に説明していただきたくて質問を出した。回答で説明してもらったので、あとは今後また中嶋委員から安全管理に関する説明がいろいろとあると思うので、そのときに、逐一、細かいところの話を聞かせていただいたり、質問したりして、議論を深めていくような形を取らせていただきたい。

(3) 安全管理に向けた施設運用に関する事項について

中嶋委員から、感染症法に基づいて策定中の長崎大学高度感染症研究センター実験棟安全管理規則(長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則(協

議会等の意見を踏まえた検討案)) について、資料5-1及び資料5-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。説明及び質疑応答の大略は次のとおり。

(中嶋委員) 資料5-1の内容は、この協議会でも安全管理について、過去3年ぐらいの間、具体的な議論をさせていただいた。感染症法に基づき大学として策定する必要がある長崎大学高度感染症研究センター実験棟安全管理規則の内容が固まる前にこの協議会で説明してほしい旨、再三ご要望をいただいていたので、このような内容で検討しているということを説明したい。

まずは資料5-1の感染症法に基づいて策定する長崎大学高度感染症研究センター実験棟安全管理規則について

(2ページ) そもそも感染症法とはどういう法律かということで、目的は「公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする」となっている。新型コロナ感染症もこの法律に基づき対応されているところであるが、2007年に特定病原体等という項目が加わり、特定病原体等について厳しく管理する規定が設けられた。特定病原体等には一種、二種、三種、四種があり、持つことや使うことに関する決まりごとが定められている。四種については法律を遵守すること、三種については所持することを届け出ること、二種については所持することの許可を得ること、エボラウイルス、マールブルグウイルス、ラッサウイルス等の特定一種については、許可や届出の世界ではなく、何人も持つてはいけないものを持つためには特別な大臣指定が必要であることなどが規定されている。

(3ページ) 一種病原体等取扱施設(BSL-4施設)には様々な義務が課せられる。所持者は大学長になるが、所持者の義務として、感染症発生予防規程(安全管理規則)の作成、病原体等取扱主任者の選任、必要な教育及び訓練の実施、所持しなくなった場合等の滅菌、使用・滅菌等したときの記帳、施設の位置・構造・設備等に関する技術上の基準適合・維持、保管・使用・運搬・滅菌する場合の措置、運搬する場合の届出、病原体等を紛失した場合などの厚生労働省・警察への届出、災害時の応急措置などのことが規定されている。これらの法令の義務を守らなければ、重い罰則が科せられる。

(4ページ) 感染症発生予防規程(安全管理規則)に規定しなければいけないことは細かく決められており、病原体等取扱主任者・病原体等の取扱い等に係る者等の職務及び組織、立ち入る者の制限、管理区域の設定、施設等の維持・管理、病原体等の保管・使用等のこと、教育訓練、ばく露が生じた場合の措置、記帳及び保存、情報管理、盗取・所在不明等の事故が生じたときの措置、災害時の応急措置、その他病原体等による感染症の発生予防等に必要なもの、これら全てを規定し、一種病原体等取扱施設としての厚生労働大臣の指定を受ける際には、感染症発生予防規程(長崎大学が策定する安全管理規則)を策定しなければならないことになっている。

(5ページ) 現在、長崎大学では、熱帯医学研究所や医学部等で二種病原体等や三種病原体等を所持しており、感染症法に基づく感染症発生予防規程の内容を含む、二種、三種、四種病原体等の所持や使用に関するきまりごとを規定した長崎大学生物災害等防止安全管理規則(全学)を既に制定し施行している。高度感染症研究センター実験棟(BSL-4施設)では、BSL-4施設で扱う特定一種、二種、三種、四種病原体等及び病原微生物(学生も扱うことができる普通の微生物)に関する決まりごとを、既定の生物災害等防止安全管理規則(全学)より、より厳格にまとめた実験棟生物災害等防止安全管理規則を策定し、一種病原体等取扱施設として、一種から四種の所持に際して、厚生労働省による厳格な審査を受けた上で、審査を受けた規則の内容で厳格な運用を行うことになる。そして、この安全管理規則の下に、神田委員から提案があったチェックポイント等もう少し詳しい内容を盛り込んだ安全管理基準を作ることを考えている。

資料5-2は、協議会等の意見を踏まえた長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則の検討案である。赤字で記述した箇所は、これまで協議会等で説明し話し合った条項である。今回の資料には別表や別記様式はまだ検討中のところがあり添付していないが、引き続き検討を行いあらためて提示したい。また、条文中の「安全管理基準」については、次回の協議会において説明をさせていただく予定である。例えば、第25条の健康管理について説明させていただくと、第6項にはWHOバイオセーフティマニュアルや感染研の事例を参考に、道津委員から意見があった安全管理カードの携行を義務化しようと考えている。このような形で、規則案を幾つかトピックで説明し、議論ができればと考えている。

第7条のバイオセーフティ管理監は、「本学に置くバイオセーフティ管理監は、実験棟における病原体等の取扱いの状況について監査を実施する」と、基本構想にも書いてあったとおり内部監査を行うという内容である。第10条のバイオリスク管理部門は、「バイオリスク管理部門は、病原体等取扱主任者の指揮の下、実験棟における病原体等の取扱いに関する安全管理に係る業務を行う」と、協議会でもずいぶん話をした研究を推進する部門とは別に、病原体の安全管理を専門的に実施する部門を設けるという内容である。第12条の実験従事者の第2項の(2)は、「第25条第2項に規定する健康診断を受診するとともに、自己の健康管理に配慮し、及び責任を持つものとし、病原体等の感染による病気の疑いがある場合には、実験責任者及びセンター長に報告すること」と、報告の義務化をうたっている。第16条の病原体の取扱い等の第16項の(1)「BSL-4実験室の使用については、安全管理基準に基づき適切に陽圧防護服を着用し、作業は必ず二人以上で行い、かつ、定められた時間内で行うものとする」についても何回か協議会で具体的な議論が行われた。「ただし、やむを得ず定められた時間を超えて使用する場合には、安全管理基準に定める手続きを経るものとし、その使用について学長に報告するものとする」といったことを徹底したい。第18条のBSL-4実験室において病原体等を取り扱う職員等についても相当深く議論をさせていただいたが、第1項「職員等のうちBSL-4実験室において病原体等を取り扱う者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者でなければならない」と、BSL-4実験室で実験を行うことができる者を限定する。(1)「取り扱う病原体等の本質、人体に対する病原性、実験中に起こり得るバイオハザードの範囲及び安全な取扱方法並びに実験室の構造、使用方法、事故発生等の緊急時処置等について、十分な知識を有し、かつ、第24条に定める教育訓練の修了証書を交付された者であること」と、十分な知識と教育訓練を経た者以外は利用させない。(2)「BSL-4実験室における実験に十分耐えうる健康状態であり、かつ、第25条に規定する健康管理を行うことができる者であること」と、健康な者でかつ健康管理を行うことができる者以外は利用させない。(3)「個人の信頼性が安全管理基準に定められた方法により確認された者であること」は、作成中の安全管理基準に、協議会で説明したチェックポイントの全てを記載し、個人の信頼性(人物審査等)が確認された者以外は利用させない。第25条の健康管理の第6項は先ほど説明した。第7項の(4)「病原体等を取り扱う期間及びその取扱い終了後の一定期間、所定の健康状態について記録させるとともに、報告させること」は、実験が終わった後に発症したときはどうするのかという意見を踏まえ、BSL-4施設で実験する者について、万が一に備えた報告体制を厳格化する。第29条のばく露、事故、災害等が発生した場合の情報伝達として、災害等がBSL-4施設で発生した場合の協議会への報告義務と近隣住民の方への情報伝達について明示している。第32条の情報公開の第1項では、「学長は、BSL-4実験室で実施した研究に関して、下記の事項について安全管理基準に基づき公表するものとする」として、年月、研究・作業内容、人数、作業時間、その他特記事項等を、第2項では、ばく露、

事故、災害等が発生した場合には安全管理基準に基づき、BSL-4 実験室の利用情報等を公開する旨を明示している。第 34 条の罰則の規定は現行の規則にはない厳しいものであるが「学長は、この規則の各条項に違反した職員等に対し、管理区域への立入り、実験室の使用等について、禁止、制限等の措置をとることができる。この場合において、学長は、違反の内容に応じ、部門及び分野に対し、同様の措置をとることができる」と、この規則、基準等を違反した場合の利用禁止を明示している。

(神田委員) 長い間お願いしていた安全管理規則を今回出していただき、また次回は安全管理基準を出していただけるということで、本当にありがとうございました。細かいところを全部網羅し文章として明示していただくことによって、今、話し合いを進めている私たちだけではなく後世にもつながり、こういうことをしないといけないという細かいことが全部書かれてありますごく安心した。赤枠の太字になっているところが安全管理基準で詳細に説明するところであると理解した。次回、安全管理基準が出てきて、細かいところを見せていただくのを楽しみにしている。今後ともよろしく申し上げます。お疲れさまでした。

(道津委員) まずは中嶋委員のご苦勞をねぎらいたい。また、住民の要望や不安に寄り添った内容が織り込まれている。一つは、病原体等を取り扱う期間及びその取扱い終了後の一定期間、健康状態を記録させるとともに報告させ、健康状態をきちんと管理するということが最高だと思う。もう一つ、情報公開のところ、六つの項目についてきちんと情報公開するということが規則に織り込んでいただき、非常にうれしい。ありがとうございました。

第 20 条第 7 項に「センター長は、施設の維持管理のために立ち入る者や見学者など学長が一時的な立入りを認めた者」うんぬんと書いてあるが、誰なのか、例えば業者とか詳しく書いたほうがいいのではないか。

(中嶋委員) 電気、ガス、水道、ボイラー等の様々な施設設備の維持管理のため、一時的に施設に立ち入る業者等についても、必ず記録し、どういうことをしていけないか最低限の教育訓練を行う。見学者については、例外的な取扱いとなるが、セキュリティ上問題のない範囲で見学していただくこともあるかもしれないということを想定して書いている。このように書いておかないと一切施設内には入れなくなってしまう。

(道津委員) わかりました。次に、第 17 条の BSL-4 実験室における搬出、搬入の第 3 項の「移動」についてであるが、例えば BSL-4 実験室から BSL-2 や BSL-3 実験室への移動など、どういう移動なのかをもう少し詳しく記載すべきではないか。

(中嶋委員) 一般的にこのような文章の書き方になっている。病原体等を移動するためには、相当なボリュームのいろいろな手続をしないと関係省庁の許可は得られない。その許可を得た上で、このような形で搬出しなければならないということを書いている。

(道津委員) 私が言いたいのは、この移動というのはどういう移動なのかということで、BSL-4 実験室から BSL-2 や BSL-3 実験室などへの実験室の移動というようなところを書かないと、他大学に持っていくのかとか、そういうふうなところまで考えてしまうのではないか。

(安田委員) この規則の下に安全管理基準を作成しているところであり、細かいところは出せないが、安心していただくために、実験室外に持ち出す場合はきちんと滅菌処理をしたうえで搬出するということが記載されている。

(道津委員) さらにその次の段階があるということで承知した。

(調議長) 中嶋先生から説明があったように、むちゃくちゃ面倒くさい手続が必要になるの

で、そう簡単に持ち出せるものではない。

(山下副議長) 第24条第2項の「必要な事項」、第5項の「必要最低限」、第6項の「基本的な事項」等は誰が判断するのか、そこら辺をもう少し書いていただければありがたい。

(中嶋委員) 「必要な事項」をここに羅列するものではないと考えており、誰が判断しても同じ判断ができるように記録を残し、それに基づいて教育訓練を行う。

(山下副議長) マニュアルという形で残るとということか。

(中嶋委員) 安全管理規則と安全管理基準に書ける範囲で明示する予定である。

(山下副議長) 無理を言うつもりはないが、住民の方が納得できるように書ける範囲で書いていただければというお願いである。

(神田委員) 今回の安全管理規則は法律に基づいた内容を書かれているものだと思うので、詳細については、次回、安全管理基準を見せていただいた上での判断でよろしいのではないか。

(道津委員) 安全管理規則の中に、学長、センター長、バイオリスク管理委員会、監視委員会、バイオセーフティ管理監、BSL-4人材育成部門等の記載があるが、例えば、安全管理に問題があれば強制的に圧力をかけたり、ストップさせたり、改善させたりする命令を出したり、罰則を与えたり、学長にもきちんと物を言えたり、そういう力関係がこの文章だけではわからなかったので、次回、図式で示していただきたい。

(中嶋委員) 承った。

(4) その他

事務局から、今回は12月20日(火)の開催を予定している旨の説明があった。

(神田委員) 最後に一言だけお礼を言わせていただきたい。新しいBSL-4 Reportがなかなか発行されず心配していたが、先日BSL-4 Report Vol.5を頂いた。学長宣言のことなど今までの協議会での協議内容をかなり詳しく載せていただき、大学の真摯な態度が感じられ非常に良かった。ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

(調議長) 今後も継続して発行していきたい。ありがとうございました。

— 以 上 —